

令和2年度 第1回いじめ問題対策連絡協議会 会議録

日 時	令和2年9月24日(木) 16時00分～17時00分
場 所	阪南市役所別棟2階 第3会議室
出席者	<p>阪南市立小学校長代表 朝日小学校長 福田 公美子</p> <p>阪南市立中学校長代表 貝掛中学校長 中野 美喜江</p> <p>岸和田子ども家庭センター 総括主査 齋藤 宏仁</p> <p>阪南市人権推進課 課長 山本 浩司</p> <p>大阪府教育庁 スクールソーシャルワーカーSV 中山 美和</p> <p>阪南市教育委員会事務局 学校教育課長 丹野 恒</p>
事務局	<p>阪南市教育委員会事務局 学校教育課長代理 花元 英夫</p>
欠席者	<p>泉南警察署生活安全課 少年係長 清水 敬次</p> <p>阪南市子ども家庭課 子育て総合支援センター 宍道 恵子</p>
傍聴者	なし

協議内容

- ①開会
- ②会長挨拶
- ③議事

- (1) これまでの議題について
- (2) 阪南市のいじめの現状について
- (3) 今年度の取組について

議事録 (要点筆記)

事務局

事務局の宣言により開会

事務局

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第6条1項により、本会議の会長は互選により選出する。昨年度同様、令和2年度は学校教育課長を会長に充てることについて了承を求める。

全委員

～承認～

会長

阪南市のいじめ問題対策について忌憚のないご意見をいただき教育行政に反映したい。いろいろな提案や取組について報告があるが、皆様の意見などを今後、いじめ問題対策に活かしたい。

会長

昨年度も確認したが、協議会の運営について、事務局よりご説明願う。

事務局

阪南市いじめ問題対策連絡協議会等条例第8条に基づき、原則公開としており、傍聴人及び報道機関への公開について了承を求める。

全委員

～承認～

会長

昨年度より変更されている委員について、事務局より説明願う。

事務局

昨年度より、変更されている委員について紹介する。

小学校長代表は、昨年度上荘小学校の濱井校長より、小中生指協の代表校が変わられたので、今年度は朝日小学校の福田公美子校長にお願いする。

同じく、中学校長代表は、昨年度の鳥取東中学校田窪校長から、今年度は貝掛中学校の中野美喜江校長にお願いする。

岸和田子ども家庭センターより、昨年度は池田かおり総括主査であったが、今年度は担当の変更に伴い、斎藤宏仁総括主査にお願いする。

委員も変わっているので、再度委員の紹介をする。

【委員紹介・欠席者確認】

本来、このいじめ問題対策連絡協議会の開催は、各学期終わりの、7月、12月、3月を予定している。

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、昨年度3月は開催を中止した。また、感染症拡大の影響から、泉南警察署がすべての会議に参加できない状況が続いている。泉南署の会議の参加の状況の変化を確認してきたが、泉南署の参加のめどが全く立たないため、この時期の開催になったことを報告する。

議事

会長

(1) では議題に入る。これまでの経緯について 事務局よりご説明願う。

事務局

昨年、9月に実施した平成31年度第1回いじめ問題対策連絡協議と、12月に開催した第2回いじめ問題対策連絡協議会の議事内容について確認する。

第1回は、まず、いじめの阪南市のいじめの状況について別紙資料を基に確認した。いじめの認知件数は国の推移に準じて、認知件数の割合は増加している。この認知件数の増加については、市教委といたしましては、いじめを積極的に認知した結果と肯定的にとらえている。

また、いじめの防止対策、いじめの未然防止、早期発見・適切な対応について、各校の取組と、市教委の取組を確認した。

第2回目の委員会では、レジュメにある、いじめ防止対策委員会、阪南市における第3者委員会の、メンバーについて確認した。

また、各校における認知したいじめの整理状況について確認した。

結果的に開催できなかった第3回の連絡協議会にて、重大事態の対応についてと、各校におけるアンケートの実施している内容について、確認していくということで終了した。

会長

(2) 阪南市のいじめの現状 について事務局よりご説明願う。

事務局

いじめの現状についてご説明する。

阪南市のいじめ認知件数について、平成24年度からの国の問題行動調査にて報告した数字を紹介する。

平成25年度以降、国のいじめ防止基本方針が策定されて以後、いじめは、発生件数でなく、認知件数でカウントすることとなったことも影響し、いじめの認知件数は大きく増加している。平成31年度いじめの認知件数は小学校では263件、中学校では51件である。

今年度も認知件数を確認しているが、8月末時点で小学校では69件、中学校では1

2件である。

昨年の同時期より、臨時休業で5月中旬まで止まっていたので、認知件数についても、例年より少ない。(H31は8月末まで、小は112、中は25)

次に、重大事態について。

いじめの重大事態は、平成28年度に1件、平成29年度に2件、平成30年度は生起せず。平成31年度は2件生起している。すべて、いじめをきっかけに登校が難しくなってしまったものである。

会長

前回の会議でも、いじめの現状について話した。いじめが増加している印象があるということは前回も聞いている。平成31年度の認知件数は、以前までの倍になっている印象がある。認知件数の増加に伴い、重大事態の件数も増えてきている。今年度のいじめについては、多くはないが、コロナが関連する事案も生起している。各委員の視点から、いじめの認知件数の状況について、質疑あれば願う。

【質疑】

委員

年々、いじめとしてとらえようかと校内で話をする案件は増えている。嫌な思いをしているだろうなと思ったら、それまでのかかわりで判断するのではなく、これはいじめになるんだということを、嫌な思いをした子にも、嫌な思いをさせた子にも確認をきっちりするようになった。やった側は、「えっ」と反応する。いじわるする、ちょっかいかけるという言葉にはハードルが低いが、いじめだよという言葉には子どもたちは敏感に反応するように感じる。いじめという理解を少しずつ子どもたちに認識させている状況である。

会長

本人がちょっかいと書いていても、相手が嫌だと思っていればいじめになるということ。子どもたちにとってリスクな部分もあるが、こっちは良かれとおもっていたとしても、相手が嫌だと思えばいじめというとらえとなる。小学校ではどうか。

委員

いじめということが何かわからないということがないように、本校ではいじめ防止週間としていじめに関する道徳の授業をしたり、子どもたちに感想文を書かせ、その感想文を振り返るなどし、学校全体でいじめをなくすための取組をしている。

会長

いじめ防止基本方針に書いている未然防止の取組ということ。コロナにかかわったいじめというものや、いじめというまではいなくても、トラブルとして認識するものはあるのか。多いか。

委員

コロナという言葉が子どもたちが発したときに、それが相手を傷つけるという認識

をつけさせないといけないと感じている。コロナについてのいじめについても、教材を使い、発達段階に応じ、教えていかなければならないと考えている。

会長

相談としてコロナに関連する相談は増えているか。

委員

直接コロナにかかわるものもあれば、直接的ではないけれど、背景にコロナがあるものもある。認知の件数が上がっていることは、すごくいいことなただけれど、やっと「これをいじめと認知しましょう」と足並みをそろえて認知できるようになって来たところで、今度はこれを解消まで何か月間、どう見ていくのか、誰がどう見ている、どう終結と位置付けるのか。見つけるまではできるけれど、その後の手立てというものがどこまでできているのかが心配している。

会長

解消の定義は新たに変更されている。

事務局

平成29年の2月に、国のいじめ防止基本方針が改定された。その時の方針に、3か月間行わないことと、その時の本人と保護者に確認をして、もう嫌な思いをしていないという確認が取れた時点で解消したという一つの目安としている。

委員

システムとして、誰が見ても解消したとわかるものが必要であると考えます。

会長

3か月は長い。例えばいじめが起こって、その時は「嫌やった」と話していて、お互い話をして、ここが悪かった、ごめんねと謝って、親にも報告して、「もういいですよ」となったら、そこで終結したように感じるんだけど、本当はそこからまた3か月というものが残っている。解消についてもう少し、意識を高めていく必要がある。つい、「終わったよ」となってしまう。

事務局

システムのなものとしては、毎学期、府教委の学期ごと調査の中に、いじめの認知件数と、いじめが解消した件数を報告することとなっている。生徒指導担当者は、そこで、そういえばこの案件はどうなっていたかと点検することができる。3月の年度末についても、各校から、「解消していません」という件数が、大体10件ぐらい出てくる。3学期に発生したいじめは、3月末では解消となることはない。それについても、年度をまたいで6月に、府教委からのヒアリング調査で、いじめの解消件数を問われるので生徒指導担当者はそこで、いじめの解消がどうなっているのかについて追いかけることはできているシステムにはなっていると認識している。個別に、この案件はこの時点で3か月たったので、ここで解消ということはできないので、生徒指導担当者とも、今後どのようにしていくかを協議していく必要があるかと考える。

会長

校内のいじめ対策委員会の中で、進捗を継続的に見ていくということが必要か。

我々も、今まで学校からもらっている国の調査や、府の調査で、これまで解消と数える件数は非常に多かった。例えば100件あれば98件は解消と答えてきていた。今は、全然そんなものでない。時期的なものもあるが、こんなにも残っているんだとを感じるが、実際には、その後起こっていないものが継続して「解消されていない」とカウントされているという理解である。

委員

コロナのことに関連して、分散登校の人数が少ない時に、担任からコロナということに関するいじめについて、誰がうつしたかなんてわからない、誰が悪いとか、誰が良くないとかいうことは、全然間違っていることだという学活をした。一番最初に、人数が少ない中で、映像も見せ、きちんと話をした。これから新しいクラスで頑張っていこうという中で、人を疑う、人を悪く思う、こんなん、学校生活やっていけないよねという話をした。本当に、染みたと思う。陽性者が出ていないということもあるかもしれないが、実際にはどうなるかわからないけれど、この話については、285人みんなの心にしみたのではないかと考えている。それが、半年たってよかったと思っている。いじめについても、入学してすぐに、心にしみるような学活などをしてあげることが、もしかしたら効果があるんじゃないかなというように。いじめと認知するような件で、例えば、後ろからたたかれた、嫌だった、泣いた。これはすごくわかりやすく指導もしやすく、経過も追いやすいいじめで、対応もしやすい。でも、携帯電話のSNS上のいじめについては、本当に収束が見えにくい。意地悪をいう。そのいじわるが、その子に向けられたいじわるなのか、この子に対してなのかかわからない、でも、彼女は私に対してやと思うようなものが残っていたとしたら、その収束は私たちには見えてこないといところなので、本当に難しいと思う。

会長

去年も、SNSやオンラインゲームの中でのいじめというものが、現場の声で出ている。それがすごく困る。どこではじまっているのか、続いているのかも分からない。とてもかんたんに言葉を入れることができるゲームがあって、文字面だけではなく、会話を傷つけるものもある。どう学校が対応すればよいのかとなっていて、その中でも警察さんをお願いすることもあるかと思う。

委員

傾向があるように感じる。この学年はこういったトラブルが多いよねとか。

会長

そういう分析ができていくと、今後の参考になっていったりする。小中でつながっていけば、さらに良い。コロナも、人権ということで、人権推進課からもメッセージを出していただいた。

委員

小学校と中学校で、コロナの陽性患者さんが出たので臨時休業にしますということをもホームページにその情報を載せた後に、コロナに関する人権の配慮を、ホームページにアップさせてもらっている。しかし、子どもさんに直接人権の啓発というも

のができていない。また、ホームページをどれだけの人が気にして見ているのかかわからない。けれど、実際、陽性の患者さん出ているので、いじめや、デマ、詮索とか、家族に対する詮索とか、心配なところである。

会長

やっぱり、市役所や教育委員会には問い合わせはあった。どこの子やとか、何年生やとか、それ自体が人権侵害と直接つながるかといえないかもしれないが、人権侵害につながっていくんだよという考えをあまりお持ちでない感じがする。やりきれない感じがする。

委員

この中では、コロナが出ていない中でコロナの教育をしてもらっていて、実際コロナが発生した小学校でも中学校でも再開する始めの1時間目に、各教室でコロナの病気の事と、コロナに関する差別にかかわる授業をもう一回入れてくれることで予後がいいというか。入り方もふわっと聞いてるときと、再開するときに聞くこととすごく違うので、役に立っている。今回はどちらの学校もしていただいた。ありがたい。

会長

2校出て、その後再開した1時間目に、どちらの学校も、コロナのことで、人権について授業をしてくれた。聞くと、どちらの学校も落ち着いてしーんと聞いていた。心配や、不安なことないかということで、カウンセラーに相談したりということもしている。子家センさんにはこういった相談はないですか。

委員

コロナに関して特別な相談が生じたということはない。

会長

コロナに関する相談はないか。

委員

いじめについては、子家センには入ってくることは少ない。まずは学校が対応してくれているので、直接いじめの相談が入ってくることはまずない。たまに、虐待の対応する中で、本人が学校に行くことができていないということを確認していくうえで、実はいじめられたということがわかって触れることはあるが、まれ。

会長

相談の内容としては、家庭環境の相談になる。罹患したらどんなふうに言われるのかや、学校がどうみられるのか、非常に差別的な見方をされる方もいるので、学校の負担にならなければよいと考える。

少し話がそれてしまったが、他は何かお話、ご意見は無いか。

会長

(3) 今年度の取組について 事務局よりご説明願う。

事務局

今年度の取組を紹介する。

いじめ防止基本方針については、市教委のものを平成 31 年 2 月に制定した。

各学校におけるいじめ防止基本方針について、25 年度に学校で作成したものを、毎年学校で点検し、作成していただいているんだけど、今年度再点検し、訂正すべき点について訂正を依頼し、再度点検している。

各校いじめ防止基本方針は、積極的に周知すべきと、平成 29 年 3 月 14 日に改定された国のいじめ防止基本方針に示されているため、今後、市のホームページを利用し、各校のいじめ防止基本方針をインターネット上にアップできればと考えている。各校いじめ防止基本方針に必ず入れてほしい内容について、手元に配布しているチェックリストを作成し、全課員で点検をしている。

記載内容の点検について、意見をもらいたい。

また、各校のいじめアンケートに位置づけられているアンケートについて、お手元に配布した。

内容について意見をもらいたい。

各校のいじめ方針について今から回覧で回すので、チェックリストとともに確認していただき、意見もらいたい。

会長

まず、各校いじめ防止基本方針の記載内容の点検について、意見伺いたい。

【質疑】

委員

組織体制図の中に、カウンセラーは入っているのに、スクールソーシャルワーカーが入っていないものがある。

事務局

連携をするように、文言としての記載は各校に必ず示してもらっている。組織体制図についても、反映するように依頼していく。

会長

大体は、チェックリストのもので対応できているかとは考えている。

事務局

横置きチェックリストは、学校教育課内で、ここは必ず記載しておくべきところであろうと、いじめはなにかという理解、いじめの内容は何か。組織体制図はどうなっているか、年間計画はどうなっているのか、いじめアンケートはいつとっているのか、未然防止にどんな取組をしているか、PDCA の記載はあるか、未然防止のために校内の取組はどんなことをしたのか、早期発見のための体制はどのようなものを整えているか、対処として、被害の安全確保は必ずなされているか、明記されているか、被害、加害ともに、必要に応じカウンセラーやソーシャルワーカーと連携することが記載されているか、事案によっては警察や関係機関と連携することが

記載されているか、集団への働きかけはどうするのか、ネットでのいじめについてはどう対応するのか、このあたりは、平成 25 年に府の章立ての例が示されたものがあるので、それについて抜け漏れないかを確認した。後は、重大事態とは何か、重大事態発生時には、どのように対応するのかについて記載できているかについて点検している。手元の資料は、5つのレベルに応じた対応チャートがないものがほとんど、今、各校に再提出を依頼しているところである。学校教育課内で点検をしているが、本日来られている方の、教育委員会以外の視点で点検していただき、「もっとこうすべきではないか」といったご意見をもらいたい。

委員

方針に入れるべきかどうかの検討も必要であるが、個人から収集したアンケートなどの個人情報については、どこかに明記すべきかもしれない。野田市の児童虐待の事案で、いじめアンケートを父に要求され、渡したことがあって、法改正があり、法で明記されたと思う。何かあったときのために、明記しておくべきだと考える。個人情報の取扱いについては、記載している学校と記載していない学校がある。

会長

市の方針に入れるべきなのかもしれない。個人情報保護条例に応じて対応をしていくことを明記すべきかもしれない。

委員

方針に必ず入れるべきというお話ではなく、いじめの対応マニュアルなどあるのであれば、そのマニュアルに明記すべき。どこかに、明記しておくことで、対応を整理できる。

会長

いじめアンケートというイメージで話しているが、野田市のことも考えると、家のことも記載してくる可能性がある。

委員

そういった記載があれば、必ず通告していただきたいのであるが、この個人情報を、出す出さないといったことが明示されていないことで、対応が混乱することは避けるべきである。初めから整理されていれば、ここに記載されていて、こう対応するようになっていると示しやすい。

委員

いじめ対応の記録はどうなっているか。

事務局

個別の案件の報告書の中に、どのような内容を検討したのか、どんなメンバーで話したのかなどを、細かく記録していくように、市教委に第一報が入った時点で、指示している。特に、いじめを理由に欠席と疑われるものについては、重大事態の可能性があるので、すぐに市教委に報告してもらうように校長会を通してお願いしている。

会長

いただいた意見をもとに、改善できるところを改善していく。

もう一点、いじめアンケートについて、昨年度のこの会で、アンケートは大事だという話があった。平成25年度あたりに、学校の生活アンケートの中に、いじめの確認項目を入れてくれというところから始まったので、様式が様々。市教委としては4点は必ず入れるようにしたい。①嫌なことをされてないか。②嫌なことをしていないか。③嫌なことをしていることを見かけたことはないか。④自由記述欄。この4点は必ず項目に入れるように、学校に指導していく。

意見はないか。

委員

アンケートに入る前の導入。クラスの友達、先生以外は見ませんとか、誰にも言いませんと記載しているが、何かあったときは、言わなければならないことも発生する。本当に、誰にも言わない、秘密は守るということを言い切って記載してよいか。

会長

作ったときの案の中に、安心して答えてねというようなことがあったのだと思う。

委員

どういう書き方が、うそにならずに、子どもにも安心できる記載ができるか。

委員

結局は、秘密を守ると記載しているが、事案によっては、「保護者にも話すよ」とか、「顧問の先生にも聞いてもらおうか」と生徒を説得する場面も生じている。

委員

先生と生徒で秘密を守ると記載しているのに、実際は関係機関との連携が必要だから、他にも話すよと説得はするが、かたくなに断られた場合でも、虐待に関連するものは通告も必要になってくる。その中で、生徒が、「秘密って言ったのに守ってくれてないやん」と思われるような記載になっていることで、その後の学校と本人の関係性も悪くなってしまうのは良くない。信頼をなくさない文言をどう書くか。子どもに特性がある場合は、「こう書いてるのに」という受け止めになることもある。

会長

秘密を守ると書いてるのに、他に話さなければならないことも生じる。

学校によって記載が違う。そもそも文言を書いていない場合もあれば、「クラスの人には話しません」といった記載。「あなたの許可なく、他に話すことはありません」など、それぞれ表現が違う。信頼を失わない書き方が必要。「あなたの許可なく他に話すことは絶対にありません」という書き方が無難かもしれない。

意見はないか。

委員

アンケートの項目については、毎年確認しているが、冒頭の文言については、そこまで気にしたことが今までなかった。子どもからも、「こう書いてるやん」といわれたことはなかったが、文言については、見直す必要があると感じた。

委員

虐待の対応でも、同じようなことが起こることがある。子どもへの聞き取りのなか

で、子どもは信頼していろんな話をしてくれる。でも、内容によっては子どもから聞いた話を親に突きつけなければならない場面もある。ケースワーカーが、「誰にも言わないよ」といってしまうと、「言わへんって言ったやん」となってしまう。必要と考えられる場合は、必要機関と連携するよと、記載しておくことも必要かも。

会長

この文言を見て、言わないなら書いてもいいかと書く子もいる。そこで、信頼を失ってしまうこともある。

委員

言ったことは残っていない。紙に書いている文字は残る。

会長

「あなたの許可なく、他の人には」という書き方が一番かもしれない。

委員

通告なら、許可なくしますよね。どう書けばいいのかも難しいけれど。

委員

嘘じゃない書き方をすべきだと考える。

会長

意見をほかでも集めようとする。

委員

嘘になるぐらいであれば、逆に何も書かないほうが良いのかもしれない。

会長

普通の学級経営にもつながる。先生信用ならんわ。となると、書くべきことも書かなくなってしまう。

事務局

今の書き方であれば、無駄に信頼をなくしてしまうことにもつながりかねない。

会長

良い視点をもたらした。意見を参考に、改善を目指す。アンケートについては、本日持ち帰っていただいて、再度目を通していただき、次回、12月に再度アンケートについての意見をいただきたい。前回は重大事態についての話もあった。現在の重大事態の対応について、事務局から説明を願う。

事務局

現在の法律では、された本人が嫌だと感じたらいじめであり、嫌だと感じたことがあったので、長期に欠席してしまう場合は、重大事態となる。

また、長期欠席し始めたころは、嫌なことがあったと本人が表現していない場合でも、数週間たったのちに、本人が、「嫌なことはやっぱりあったので、学校に行くのは嫌だ」と後から理由として話す場合もある。

学校には、校長会を通して、いじめの認知を適切に行うように、特に、長期欠席者が、嫌だと感じたことがある場合は必ずいじめとして認知するように依頼している。また、いじめの「疑い」が生じた時点で、重大事態の調査の対象となる場合もあるので、疑いも含めていじめとして認知するように依頼している。

会長

いじめも大きな話であるが、不登校にもいじめの疑いについて気をつける必要があると考えている。

重大事態の対応などについて、他市の状況なども踏まえ、注意する点など、意見はないか。

【質疑】

委員

初めの対応で、後から重大事態となって上がってくるかについて、大きく違う。この案件がどうなっていくのかについて、先を見通した対応も必要。休みだと、重大事態となるかもしれないという視点は、初めに必要。

会長

先ほどの記録の話になるかもしれないが、この時にどんな対応をしたのかの記録が必要となる。

委員

起こりそうなことを、すべて対応しておくことが大切。今は、重大事態が起こっていない場合でも、発展するかもしれない話については、細かい部分を確認して対応しておく必要がある。起こったことに後手に対応するのではなく、先手を打つ必要がある。休み始めた時点で、なにか嫌なことがなかったかなど、先に確認しておいてあげるほうが良い。

会長

その視点を持って、子どもにも話を聞いておく、いじめアンケートを確認していくということが大切。どの事案も重大事態に発展するケースであることを考えておかなければならない。

改めて、意見をもらいたい。

事務局

阪南市いじめ問題対策連絡協議会は、年3回開催することとなっている。

次回第2回の開催は12月、第3回の開催は3月を予定している。日程については追って調整し、改めてご連絡する。

事務局

終了宣言